



## 本年12月以降の雇用調整助成金の特例措置 ～段階的に終了し、コロナ禍前の通常時に戻していく～

厚生労働省は、10月28日、本年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等の内容を発表した。

本年12月以降は原則的な措置による助成率をコロナ禍前の通常時に戻す。また、特に業況が厳しい企業に対する助成率や日額上限を引き下げ、その特例自体を2023年1月末で終了する。クーリング期間制度を適用しない特例やコロナ禍前の売上等と比較できる生産指標要件の特例についても、2023年3月末で終了する。

このように、雇用調整助成金の特例措置は段階的に終了し、2023年4月以降はコロナ禍前の通常時に戻されることになる。特例措置を終了する背景には、雇用情勢の持ち直しや雇用保険財政の悪化等がある。

今回発表された概要は次のとおりである。

### 雇用調整助成金の特例措置の段階的終了

#### 1. 助成率の引き下げ

##### (1) 原則的な措置

2022年12月以降、助成率を以下のとおり引き下げる。

- ・中小企業：5分の4（90%）を3分の2（約67%）に
- ・大企業：3分の2（約67%）を2分の1（50%）に

なお、中小企業・大企業ともに、解雇等を行わない場合の助成率の特例は2022年11月末で終了

##### (2) 特に業況が厳しい企業（注1）

2022年12月から2023年1月の2ヶ月間、助成率を以下のとおり引き下げ、2023年1月末で終了する。

- ・中小企業：5分の4（90%）を3分の2（約67%）に  
なお、解雇等を行わない場合の助成率は、10分の10（100%）を10分の9（90%）に
- ・大企業：5分の4（90%）を2分の1（50%）に  
なお、解雇等を行わない場合の助成率は、10分の10（100%）を3分の2（約67%）に

#### 2. 日額上限の引き下げ

2022年12月から2023年1月の2ヶ月間、日額上限を以下のとおり引き下げ、2023年1月末で終了する。

- ・特に業況が厳しい企業：中小企業・大企業ともに12,000円を9,000円に

### 3. その他特例の終了

#### (1) クーリング期間制度（注2）

現在はクーリング期間制度が適用されていないが、その特例は2023年3月末で終了する。

#### (2) 生産指標要件（注3）

現在、売上等は3年前（コロナ禍前）と比較できるが、その特例は2023年3月末で終了する。

（注1）売上等が、前年、前々年または3年前（コロナ禍前）と比較し30%以上減少している企業

（注2）通常時は、直前の対象期間満了日の翌日から1年間は雇用調整助成金を受給できない

（注3）売上等が10%（原則的な措置）または30%（特に業況が厳しい企業）以上減少した場合に雇用調整助成金を受給できるが、現在は、その時期を、前年や前々年のみならず、3年前（コロナ禍前）と比較できる

現在も繊維業種など加盟組合の一部は、輪番制や短時間の休業によって雇用調整助成金を受給しながら雇用維持に努めている。一方、昨今の原材料等の価格高騰の影響によって、事業場の閉鎖や自主廃業、破産など雇用に関わる合理化が発生している。今後、雇用調整助成金の特例措置が段階的に終了することによって、需要が十分に回復しない企業では、固定費を一段と削減するため、休業手当の引き下げのみならず、雇用への影響が伴う合理化が発生する懸念がある。

会社の業況が厳しい加盟組合は、都道府県支部や部門と密に連携し、需要動向や業績の把握、就業規則など規程類の点検、合理化施策に際しての情報開示や事前協議制の確立、退職金の保全状況の把握など、経営チェックを強化する必要がある。また、雇用維持と産業雇用安定助成金の受給の観点から、産業雇用安定センターの斡旋を活用した在籍出向についても検討していただきたい。

（別紙）

厚生労働省「雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容」

（政策政治局 松浦）

12月以降通常制度とするとともに、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置(支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等)を設ける。

## 雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年1月	令和5年 2～3月
中小企業	原則的な措置 (※2、5)	<u>4/5(9/10)</u> 8,355円	<u>2/3</u> 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	<u>4/5(10/10)</u> 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事 業主(※6)(経過措置)	-	<u>2/3(9/10)</u> 9,000円	-
大企業	原則的な措置 (※2、5)	<u>2/3(3/4)</u> 8,355円	<u>1/2</u> 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	<u>4/5(10/10)</u> 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事 業主(※6)(経過措置)	-	<u>1/2(2/3)</u> 9,000円	-

## 休業支援金等

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年3月
中小企業	原則的な措置	<u>8割</u> 8,355円	<u>6割</u> 8,355円
	地域特例(※8)	<u>8割</u> 8,800円	-
大企業 (※7)	原則的な措置	<u>8割</u> 8,355円	<u>6割</u> 8,355円
	地域特例(※8)	<u>8割</u> 8,800円	-

(※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2) 生産指標が前年同期比(令和5年3月までは、令和元～4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。なお、令和4年12月以降に対象期間が1年を超える事業主については業況を再確認する。

(※3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※4) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

(※5) 令和4年12月～令和5年3月について、※2の措置のほか、以下の措置を講じる。

・クーリング期間制度(直前の対象期間満了日の翌日から1年経過するまで新たに受給できない制度)を適用しない。

・クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。

・その他、申請書類の簡素化等の特例を継続する。

・これまでコロナ特例を利用せず、令和4年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行う。

(※6) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。

(※7) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※8) 休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ(左記※3)。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(注1) 注釈中の下線部は経過措置。

(注2) 政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。